

弁論終結!結審!

1月19日14時より、大阪地方裁判所第1009号法廷で、原告の船出さんが年休で休むのに診断書の提出を強要された事を不当として訴えた裁判の第6回口頭弁論が開廷されました。

本日の弁論で船出さんは、①会社側から提出された陳述書について、証人尋問がされないのであれば、被告側の言いばなしになるので取り下げる。②原告としては、年休を申し込んだときに、被告・上田助役から執拗に診断書の提出を求められたことに対する精神的苦痛と損害賠償を求めているので、被告・上田助役の証人申請を裁判所は採用すること。と、2点について裁判所に改めて訴えました。

しかし裁判所は、証人を採用しないことを決定し、弁論終結となりました。

次回は判決言い渡しとなり、判決言い渡し日は3月22日、13時10分から、大阪地方裁判所10階1009号法廷で行われます。

判決言い渡しは3月22日13時10分から

大阪地方裁判所第1009号法廷で行われます